

平成 22 年 5 月 6 日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2006～2009

課題番号：18530269

研究課題名（和文） 民国期中国に於ける商標保護制度確立に関する研究

研究課題名（英文） Study of the Trademark Registration System in Republican China

研究代表者

本野 英一（MOTONO EIICHI）

早稲田大学・政治経済学術院・教授

研究者番号：20183973

研究成果の概要（和文）：本研究は、1890年代以降の中国商人による外国企業保有の商標権侵害行為と、1923年に制定された中国最初の商標法制定に至る経緯を明らかにした。中国商人は、売れ行きの良い外国製消費財の模造品を自ら製造販売するか、あるいは関西の日本人製造業者に委託製造させて、販売していた。特に、日貨排斥運動が盛んになった1915年以降、日本の製造業者の中に、意図的に西洋企業製品の模造品を製造し、中国商人に委託販売する者が出現したため、自国企業商標保護に対する日本政府とイギリス政府の対策は、容易に一致点を見いだせなくなった。これが、1923年、中国政府による独自の商標法を制定可能にした背景である。

研究成果の概要（英文）：This research project dealt with the infringement of foreign firms' trademarks by Chinese merchants since the 1890s, and how it influenced the first Chinese trademark law in 1923. The Chinese merchants manufactured imitation goods of popular imported goods by themselves or committed this task to Japanese manufactures in Osaka and Kobe. After 1915 when the anti-Japanese goods boycott movement prevailed, some Japanese intended to manufacture Western imitation goods and exports them through Chinese merchants. Due to the increase of Japanese made Western imitation goods, the Japanese and the British governments could not cooperate with each other to force the Chinese government to prohibit the infringement of their firms' trademarks by the Chinese. This was the genuine background in which the Chinese government succeeded in promulgating its own trademark law in 1923.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	1,100,000	0	1,100,000
2007年度	700,000	210,000	910,000
2008年度	500,000	150,000	650,000
2009年度	200,000	60,000	260,000
年度			
総計	2,500,000	420,000	2,920,000

研究分野：経済学

科研費の分科・細目：経済史 3607

キーワード：商標、商標法、知的財産権保護問題、日中関係、英中関係、中国近代史、

## 1. 研究開始当初の背景

「対外開放」体制移行後の中国で、在華外国企業との間で発生している諸問題の一つに、外国企業の知的財産権保護問題がある。この問題は、日清戦争前夜から満州事変前夜にかけても、中国政府とイギリス、日本政府との間で盛んに協議されていた。

それでは、当時において、この問題は、具体的に何がきっかけで外交懸案となり、そこに於いていかなる協議がなされた結果、中国はどのような方法で在華外国企業の知的財産権を保護する制度を構築したのであろうか。これを分析すれば、何が明らかにできるかに関心を抱いた。具体的には、戦前の中国に於いて、商標法に象徴される商標登録システムは、どのようにして形成され、これはどこまで在華外国企業の製品商標保護に役立っていたのかを明らかにしてみようと考えた。

同時に、筆者は、この問題を、輸入貿易に於ける、在華外国企業・商人との密接な提携関係を利用して、自己の利益保護を企む中国人の出現過程という、これまでの自分の研究の発展形態にしてみようとも考えた。筆者のこれまでの研究は、19世紀後半から20世紀初頭にかけて、在華外国企業が如何なる条件だと中国の社会経済秩序に破壊的な影響力を及ぼし得たのかを考察してきた。その結果、輸出貿易に於ける子口半税特権と、香港・条約港租界での会社登記制度が、在華外国企業・商人と取引・雇用関係を有する中国人の所得財産保護に利用され、これが王朝時代以来の中国旧来の経済秩序を掘り崩す上で重要な作用を果たしていたことについて明らかにしてきた。それでは、輸入貿易において、在華外国企業は、中国の既存の社会経済秩序に対して、何らかの影響を及ぼし得なかったのだろうか。これを具体的に解明する手がかりとして、輸入商品商標の保護問題が手がかりを与えてくれるのではないかと考えた。

## 2. 研究の目的

1890年代から満州事変前夜まで行われていた、在華外国企業の商標権保護体制をめぐる外交交渉は、如何なる成果を生み、それによって中国の商標保護制度確立にどこまで影響していたのか。こうして確立した商標保護体制は、国民革命から日中戦争前夜にかけて、実際に効果があったのかを明らかにすることで、現在起きている問題への教訓になり得るのではないかと考えた。

## 3. 研究の方法

この問題は、中国と関係各国との間で外交懸案になっていたことから、その実態解明には、数少ない公刊史料よりも、未公刊外交史料の中に、先行研究が扱うことのなかった、具体的な案件に関する史料と、これを踏まえた外交交渉記録、商標保護法制をめぐる交渉記録が重要な意味を持つ。そこで、入手手順として、まず東京で入手可能な、英語、中国語公刊雑誌記事の収集からはじめた。次にこうした公刊雑誌記事を索引代わりに、東京大学総合図書館にマイクロフィルムで保存されているイギリス政府中国大使館文書(F017)、日本外務省史料館にある未公刊の商標問題関係ファイルの分析を行った。次に、その成果を手がかりにして、ロンドンのイギリス国立公文書館所蔵の領事館報告(F0228)、台湾中央研究院近代史研究所所蔵の中国政府の当該関係文書ファイル、さらにはアメリカ合衆国公文書館(NARAII)所蔵のアメリカ政府領事館文書を手広く入手し、これを比較分析することで、個々の商標権侵害紛争を関係各国機関がどのように解決していたのかを明らかにする方法をとった。

特に、各国外交文書にその見本が残されている偽造、模造商標と、商標権を侵害された商標をめぐる外交交渉が如何なる形で解決をみたのか。その解決の仕方から、抜本的な法制化が必要であることを、当時の関係者がどのようにして認識するようになったのかを解明することに力点を置いた。

併せて、個々の事案の解決をめぐる現地当局者と領事館関係者の交渉記録から気がつかれた諸問題から、イギリス、日本、アメリカ政府は、中国政府に対して如何なる内容の商標法を起草制定させようとし、中国政府はこれに対して如何なる対応をとっていたのかを解明しようと考えた。現存する史料の状況から、解明可能だったのは、日清戦争前夜から満州事変前夜にかけての40年に過ぎず、その大半は清朝中央政府とその衣鉢を継いだ北洋政府に限定され、南京政府の役割については、その初期段階しか扱い得なかった。

## 4. 研究成果

最初の研究成果は、1890年代から日露戦争期に顕在化した中国人による輸入外国製品に対する商標権侵害行為に対する取り締まりが、義和団事変直後にイギリス、日本、アメリカ政府との間で相次いで調印批准された、通商航海条約によって規定され、これを踏まえて制定された『商標註冊試辦章程』が、イギリスを筆頭とするヨーロッパ諸国政府

の反対によって実施が無期延期となるまでの経緯を扱っている。

中国人による外国製輸入商品商標権の侵害対象の代表例は、大別して英米企業製造の綿布と日本製マッチであった。欧米製綿布に対する商標権侵害の手口は、高級品の商標を切り取り、廉価な低級品に付け替えて販売する方法をとっていた。これに対して、日本製マッチの場合は、在日華僑が日本人あるいはインド人に偽造商標の製造を委託し、これを現地において粗悪品に貼り付けて販売するという手口をとっていた。いずれの方法であれ、商標権を侵害された欧米、日本企業の被害は深刻であり、自国企業の商標権を保護する法制度整備の必要性という点で、中国、日本、イギリスを筆頭とする西洋諸国は意見の一致を見ていた。それは1902年から03年にかけて中国政府が、イギリス、日本、アメリカ政府と締結した通商航海条約に商標保護の条文が盛り込まれていることから確認できる。

しかし、その後の対応は、イギリス・アメリカと日本とで大きく違った。まず、イギリスを筆頭とする西洋諸国は、自国企業が製造輸入する綿布商標を侵害する中国人を清朝政府に取り締らせるために、在上海イギリス領事館、イギリス商業会議所とが協議の上で、独自の法律草案である『商牌挂号章程』を起草し、これを清朝政府に承諾施行させようとした。ところが、清朝政府はこの要求に従わなかった。彼らは日本政府農商務省が差し回した特許局官僚の指導の下、独自の商標法草案を起草していたからである。これが、『商標註冊試辦章程』である。両草案の最大の相違点は、前者が英米法特有の先使用主義の立場を取っていたのに対して、後者が日本法、ヨーロッパ大陸法が依拠する先登録主義の立場をとっていたことにある。これは、西洋諸国企業に比べて中国市場進出が遅れた日本企業の商標を、中国で西洋企業製品商標に先んじて登録認定させ、その正当性をいち早く取得させてしまおうという、日本政府外務省の思惑を反映させたものであった。

イギリスを筆頭とする西欧諸国は、こぞ『商標註冊試辦章程』の制定施行に反対した。なぜならば、当時の日本企業製品の商標は、意図的に西洋諸国の言語図案をあしらったものが多く、そのままでも偽造模造商標と見間違いかねないものが多かったからである。これが西洋企業製品商標より先に登録手続きを済ませ、正当な商標と認定されてしまえば、日本企業製品より先に中国で販売されていた西洋企業製品商標が、あべこべに偽造品と認定されかねなくなる。

日本政府もこのことを承知の上で、清朝政府からその商標法起草指導の要請を受けた機会を利用して、ヨーロッパ大陸法渡来の先

登録主義の原則を中国の法律に盛り込み、それと併せて日本企業に自社製品の登録を、西洋企業に先んじて行わせ、1842年以来西洋諸国企業が中国市場に普及させてきた商標に酷似した、日本企業製品商標を先に正当なものとして認知させようと図っていた。

イギリスを筆頭とする西洋諸国は、日本の意図に反発し、清朝政府が日本人顧問の手を借りて起草した、『商標註冊試辦章程』の改訂を強硬に主張し、遂にその実施は、無期延期に追い込まれることになった。ここまでの経緯は、〔雑誌論文〕にまとめてある。

『商標註冊試辦章程』の実施が無期延期になったことで、在華日本企業の多くは困難な立場に追い込まれることになった。当時の日本企業製品は、欧米企業製品に比べて製造技術水準が低く、中国商人による模造が容易であったため、彼らによる商標権侵害の主たる対象となっていた。特に、1909年以降、この問題を扱った日本外交官の不手際もあって、日本企業製品商標は、中国企業による模造の対象とされ、日本企業中国企業を相手取って起こした民事訴訟、あるいは彼らの抗議、陳情に基づいて在華日本領事館が行った外交交渉の結果、日本企業にとって有利な解決をみた事例は、数えるほどしかなく、大半の中国企業による商標権侵害に対して日本企業は泣き寝入りをするしかなかった。

この状況に変化が生じたのは、1915年の対日21箇条要求への反発と抗議、さらに1919年の五四運動による日貨排斥運動の高まりである。反日感情の高まりによって日本企業製品を偽造模造することは、中国商人にとって逆効果となるようになった。その結果、日本企業製品商標の模造偽造をしても、儲からないことを悟った中国商人は、商標権侵害行為の対象を西洋企業製品に振り向けるようになったのである。当初、彼らは、偽造模造商品の製造技術では自分たちの上を行っていた、京阪神在住の日本人製造業者にこれを製造させては、これを中国で売り巻いていたが、やがて、日本人製造業者が、このからくりを見抜かれ、あべこべに主導権を握られ、日本人が製造販売する西洋企業の偽造商品の委託販売業者に使われるようになっていったのである。

彼らによって商標権を侵害された欧米企業は、日本人製造業者を相手取って訴訟を起こすことはできなかった。なぜなら彼らの偽造商標は、予め日本国内で登記手続きを済ませ、合法とされており、逆に商標権を侵害された彼らの製品の方こそ日本国内で未登記なため、商標権侵害訴訟を起こす法的根拠がなかったからである。そこで彼らは、日本人製造業者が製造した偽造商品を中国で売りさばっていた中国人を相手取った訴訟を起こす

しかなく、これが第一次世界大戦期の中国で大きな問題となっていたのである。ここまでの経緯は、筆者の〔雑誌論文〕、ならびに〔その他〕に記した報告で詳しく明らかにしてある。

イギリス政府・財界が、日本人製造業者と中国人販売業者が結託した、自国企業製品に対する商標権侵害行為の脅威に気づき、対策に本腰を上げるようになったのは、1906年以降のことであった。それまでにも、日本政府が支援する、先登録主義に基づく『商標註冊試辦章程』の施行制定を阻止することで、19世紀後半以来中国市場で確立していた、イギリス企業製品の商標権保護に成功していたが、現実に日本人が作ったイギリス企業商標の模造品の脅威に気づいたのは、この時期からである。日本人製造業者が作成登録、使用していた商標が、モデルとされたイギリス企業保有のそれとあまりにもそっくりであること、彼らと協力して、模造製品を中国や朝鮮半島に輸出して売りさばっていた在日華僑や中国商人ネットワークのもたらす脅威に気づいた彼らは、先使用主義の原則に基づく商標法の起草制定を中国政府に迫るようになった。これとは逆に日本政府は、日本企業が国内で登録を済ませ、「合法」と認定された、西洋企業商標の模造商標を中国でも「合法」と認定させるために、先登録主義の原則に基づく商標法の制定を中国政府に迫った。両者の対立が尖鋭化したのは、清朝地方官に命じて、偽造品を製造販売する中国人製造業者を取り締まる機構が、辛亥革命によって崩壊したからである。この変動の被害をより大きく被っていたのは、中国人による偽造品製造が容易だった廉価な軽工業製品を製造販売していた日本企業の方であった。だが、彼らは同時に、西洋企業製品の商標と見まがうような商標を付けた製品販売を、日本国内はもとより中国国内でも行っていたため、彼らの商標保護制度制定要求は、西洋諸国の支持を容易に得られなかった。このことは、第一次世界大戦勃発まで、日本と西洋各国が、中国人による商標権侵害に共に悩まされながらも、中国での外国商標登録制度の成立をめぐる、遂に意見を一致させられなかったことにも如実に現れている。

両国政府が、この問題の対策をめぐる本格的な協議に入ったのは、第一次世界大戦終了後のことであった。両者は、中国政府の意向など顧みず、自国企業が保有する商標の優先的保護を可能にした商標法草案起草をめぐる激しく対立しあった。結局この協議は物別れに終わったが、中国政府は、これとは別に、日本の商標法を母体とした商標法を制定施行した。これが1923年に制定施行された商標法である。イギリス企業を筆頭とする

欧米企業も、日本企業も本国政府の思惑など考慮せず、北京政府が制定した商標法に基づく商標登録申請を積極的に行い、この結果、1890年代以来懸案となっていた中国人による商標権侵害行為は、ようやく取り締まりが可能になったかに見えた。だが、この体制は完全に実施されることがなかった。

商標法制定の翌年、広東から出発した、国民党軍による北伐によって1926年まで、商標法の実施は延期に延期を重ね、遂に実施を見ないままに終わってしまったからである。ここまでの経緯は、〔学会発表〕として発表済みであり、これを踏まえた論文が、今年度中に刊行される2冊の論文集に含まれることになっている。

最終的にこの問題は、南京政府に引き継がれることになった。日本政府外務省記録、イギリス政府外務省領事報告には、1927年から1930年にかけて、在華外国企業商標を従来通り、北京政府に登録すればよいのか、それとも新たに成立した南京政府に登録すればよいのかをめぐって行われた外交交渉の記録が残されている。対応する中国側の記録も不完全ながら残っており、これらを分析する作業は、時間切れで遂に、この報告に入れることができなかった。今年中に構想をまとめておきたい。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

本野英一「清末民初における商標権侵害紛争 日中関係を中心に」(『社会経済史学』第75巻第3号、2009年9月)、3~21頁、査読有。

本野英一「光緒新政期商標保護制度の挫折と日英対立」(『社会経済史学』第74巻第3号、2008年9月)、3~22頁、査読有。

〔学会発表〕(計4件)

本野英一 "The Market System in Late Qing and Early Republican Period, 1870-1919: An analysis of the Role of Foreign Merchants" (paper presented to the XVth World Economic History Congress, Utrecht University, August 4, 2009)

本野英一「従外国勢力来たる中国商標法(1923)的意義—以日本・英国を中心—」(中国商業史論壇報告論文、香港大学、2008年11月28日)

本野英一「清末民初における商標権侵害紛争—特に日本商人・企業の行動を中心に—」(社会経済史学会第七十七年全国大会自由論題報告、広島大学、2008年9月27

日)

本野英一「光緒新政期中国の商標権保護制度の挫折と国際関係－清朝政府への影響力をめぐる日英対立を中心に－」(社会経済史学会第七十五会全国大会自由論題報告、関西大学、2006年9月14日)

〔その他〕

「対外通商紛争に措ける『中華民族主義』の役割－森下仁丹商標権侵害訴訟(1917-22)を中心とした一考察－」(平成15年度～平成17年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(A) 「不平等条約体制下、東アジアにおける外国人の法的地位に関する事例研究 課題番号：15202014」研究成果報告書所収 平成17年3月) 393～398頁。

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

本野 英一 (MOTONO EIICHI)

早稲田大学・政治経済学術院・教授

研究者番号：20183973